

エストニア

商標法

2011年12月7日改正

2012年1月1日施行

目次

第1章 一般規定

第1条 本法の適用範囲

第2条 人の平等性

第3条 商標

第2章 商標の法的保護

第4条 商標の法的保護の内容

第5条 保護を受けられる商標

第6条 保護商標の表示可能性

第7条 周知商標の認定

第8条 登録に基づく法的保護

第9条 法的保護が排除される絶対的な事情

第10条 法的保護が排除される相対的な事情

第11条 先の商標及びその他の先の権利

第12条 商標の法的保護の範囲

第13条 商標の法的保護に関する行為を遂行するための代理人

第3章 商標により与えられる権利

第14条 排他権

第15条 登録商標符号

第16条 排他権の制限

第17条 商標を使用する義務

第18条 商標の移転

第19条 商標の権利放棄

第20条 登録の分割

第21条 ライセンス

第22条 禁止に関する注記

第23条 強制執行及び破産

第24条 商標の質権設定

第25条 質権により担保されている請求権の実現

第26条 質権の消滅

第27条 出願により与えられる権利

第4章 商標登録

- 第28条 出願
- 第29条 優先権
- 第30条 商標登録を求める願書
- 第31条 商標の表示
- 第32条 委任状
- 第33条 優先権を証明する書類
- 第34条 出願
- 第35条 出願日
- 第36条 出願日の決定及び処理のための受理
- 第37条 出願の内容及び方式に係る要件の確認
- 第38条 商標の審査
- 第39条 商標を登録する決定及び商標の登録を拒絶する決定
- 第40条 商標を登録する決定の通知の公告
- 第41条 不服申立の裁定及び取消申請
- 第42条 期間の更新
- 第43条 処理の停止
- 第44条 出願の分割及び減縮
- 第45条 出願の訂正及び補充
- 第46条 登録の条件
- 第47条 出願の取下, 処理の終了及び再開
- 第48条 登録
- 第49条 登録事項の公告
- 第49-1条 登録証
- 第50条 商標の法的保護期間の更新
- 第50-1条 商標の移転の登録簿記入を求める請求
- 第50-2条 その他の場合における登録事項の修正記入を求める請求
- 第50-3条 商標の権利放棄の登録簿記入を求める請求
- 第50-4条 登録分割の登録簿記入を求める請求
- 第50-5条 ライセンスの登録簿記入を求める請求
- 第50-6条 質権の登録簿記入を求める請求
- 第50-7条 第50条から第50-6条までに定める請求の処理
- 第51条 商標の登録簿からの抹消
- 第51-1条 登録簿の閲覧

第5章 権利に係る裁判上の係争及び民事責任

- 第52条 商標所有者の排他権の無効宣言
- 第53条 商標所有者の排他権の消滅宣言
- 第54条 地理的表示を含む商標に係る排他権の無効宣言
- 第55条 排他権の無効宣言及び排他権の消滅宣言の結果
- 第56条 排他権の部分的無効宣言及び排他権の部分的消滅宣言

- 第 57 条 排他権の保護
- 第 58 条 補充的保護の要件
- 第 59 条 反訴
- 第 60 条 商標に関する事項についての司法手続の規定
- 第 60-1 条 商標に関する裁判上の係争における代理人

第 6 章 団体標章及び保証標章の法的保護の規定

- 第 61 条 団体標章及び保証標章の定義
- 第 62 条 団体標章又は保証標章の規約
- 第 63 条 団体標章及び保証標章の法的保護の規定
- 第 64 条 団体標章若しくは保証標章の所有者の排他権の無効宣言又は当該排他権の消滅宣言に係る追加的事由
- 第 65 条 団体標章及び保証標章に係る排他権の保護の規定

第 7 章 商標の国際登録

- 第 66 条 商標の国際登録
- 第 67 条 国際登録出願
- 第 68 条 国際出願の処理
- 第 69 条 国際登録の効果
- 第 70 条 国際登録の処理
- 第 71 条 国際登録の無効及び国際登録の国内出願への変更

第 7-1 章 共同体商標

- 第 71-1 条 共同体商標の登録
- 第 71-2 条 共同体商標出願
- 第 71-3 条 共同体商標出願又は共同体商標の国内商標出願への変更
- 第 71-4 条 登録簿から抹消された商標の遡及的無効宣言
- 第 71-5 条 共同体商標に関する事項についての司法手続の規定
- 第 71-6 条 共同体商標の使用の禁止

第 8 章 施行規定

- 第 72 条 経過規定
- 第 73 条 旧商標法の廃止
- 第 74 条 本法の施行

第1章 一般規定

第1条 本法の適用範囲

(1) 本法は、周知商標及び登録商標並びにサービスマーク(以下「商標」という)の法的保護、並びに商標に関する権利及び義務並びに本法に規定する場合は共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No. 40/94(1994 年 1 月 14 日 OJ L 11, pp. 1-36)(以下「共同体商標規則」という)に基づいて欧州共同体商標意匠庁により登録された商標(以下「共同体商標」という)に関する権利及び義務を規制する。

(2) 法務大臣は、加盟国の決定権限が欧州連合の相応する法令又は本法に基づいている事項について本法を施行するための規則(以下「商標規則」という)を定める。

(RT I, 28, 12, 2011, 1-2012 年 1 月 1 日施行)

第2条 人の平等性

商標の保護に関して本法及び他の法令に定める権利及び義務は、居所、本拠地又は商業上若しくは工業上の事業をエストニアに有していない者に関して本法に規定する制限を考慮に入れた上で、エストニア国民及び外国人に平等に適用する。

第3条 商標

商標とは、ある者の商品又はサービスを他人の他の類似の種類の商品又はサービスから区別するために使用される標識をいう。

第2章 商標の法的保護

第4条 商標の法的保護の内容

(1) 商標の法的保護とは、商標に係る排他権を有する者(以下「商標所有者」という)の権利の法的手段による認定及び保護をいう。

(2) 登録商標に係る排他権は、商標及びサービスマーク登録簿(以下「登録簿」という)に商標所有者として記入されている者のみが行使することができる。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(3) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書(RT II 1998, 36, 68(以下「マドリッド議定書」という))により有効な国際登録に係る排他権は、世界知的所有権機関の国際事務局(以下「事務局」という)の国際登録簿に商標所有者として記入されている者のみが行使することができる。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

第5条 保護を受けられる商標

(1) 次のものに法的保護を付与する。

1) 工業所有権の保護に関するパリ条約(RT II 1994, 4/5, 19)第6条の2にいう意味でエストニアにおいて周知である商標(以下「周知商標」という)

2) 登録簿に登録されている商標(以下「登録商標」という)

3) エストニアにおいて有効な登録がマドリッド議定書により事務局の国際登録簿に記入されている商標

(2) 法的保護は、周知商標、登録商標又はマドリッド議定書によりエストニアにおいて有効な商標であって第9条及び第10条の規定に基づいて法的保護が排除されていないもののみ付与する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

第6条 保護商標の表示可能性

(1) 保護商標は、図により表示することが可能なものでなければならない。

(2) (廃止-RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

第7条 周知商標の認定

(1) 裁判所は、商標所有者の請求により、商標が周知商標であることを認定する。商標は、商標の法的保護に関する訴訟又は不服申立に関連してのみ、周知のものであることを認定するものとする。

(2) 特許庁は、商標の登録手続又はその他の商標との関連でのみ、商標が周知のものであることを認定する。工業所有権審判委員会は、特許庁の決定に対する不服申立に係る裁定又は商標の法的保護に関する取消申請との関連でのみ、商標が周知のものであるとみなす。

(3) 商標が周知のものであると認定するときは、次の事項を考慮に入れる。

1) エストニアにおいて、当該商標が用いられる商品若しくはサービスに類似する商品の実際の若しくは将来的な消費者の間で、このような商品若しくはサービスの流通経路に携わる者の間で、又はこのような商品若しくはサービスを取り扱っている業界で当該商標が知られている程度

- 2) 当該標章の使用及び広告の継続期間及び程度並びに当該標章の使用の地理的区域
 - 3) 他の諸国における当該標章の登録、使用及び認知
 - 4) 当該標章に付随する価値
- (4) 商標は、(3)1)にいう分野の少なくとも1においてその過半数の者に知られている場合は、周知のものと認定されるに十分である。
- (5) 商標が周知のものであるとの認定は、後日の紛争に如何なる法的効果も及ぼすものではない。

第8条 登録に基づく法的保護

- (1) 登録を求めて出願された商標は、工業所有権法基本規則(RT I 2003, 18, 98; 82, 555)の規定を考慮に入れて、第4章に規定する条件及び手続に従い、登録簿に登録する。
(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)
- (2) 登録商標の法的保護は、商標登録出願(以下「出願」という)の出願日から、登録の履行日から10年が経過するまで有効とする。商標の法的保護の期間は、商標所有者の請求に基づき、1回に10年間更新することができる。
(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第9条 法的保護が排除される絶対的な事情

- (1) 次の標識には、法的保護を付与しない。
- 1) 第6条の規定を遵守しない標識
 - 2) 識別性を欠く標識。様式化されていない形状の単なる文字、様式化されていない形状の単なる数字及び単なる色彩を含む。
 - 3) 標識であって、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格若しくは原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を示す標識若しくは表示のみで構成されているもの、商品若しくはサービスを他の態様で記述するもの、又は考慮すべき程には変更されていない前記の標識若しくは表示で構成されているもの
 - 4) 標識であって、日常言語又は真正の商慣行において慣用されている標識又は表示のみで構成されているもの
 - 5) 標識であって、製品の性質から生じ、技術的成果を得るために必要な、又は商品に実質的な価値を与える形状のみで構成されているもの
 - 6) 標識であって、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格若しくは原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴に関し、消費者の誤認を招く虞を有するもの
 - 7) 標識であって、公の秩序又は容認されている道德規準に反するもの
 - 8) 標識であって、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3により、登録を拒絶されるべきもの。ただし、権限を有する行政機関又は公務員がその登録について書面をもって承諾を与えているときは、この限りでない。
 - 9) 標識であって、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3の対象とはされていないが、登録することが公共の利益に反する旗、紋章その他の表象を含んでいるもの。ただし、権限を有する行政機関又は公務員がその登録について書面をもって同意を与えているときは、この限りでない。

- 10) 標識であって、その登録出願が登録を出願する者(以下「出願人」という)により悪意でなされたもの、又はその使用が悪意で開始されているもの
 - 11) 標識であって、登録された地理的表示を含み又はそれに混同を生じる程に類似し、地理的表示保護法(RT I 1999, 102, 907; 2000, 40, 252; 2001, 27, 151; 56, 332 及び 335)の規定により当該地理的表示の不法な使用を生じさせる虞があるもの
 - 12) 標識であって、その使用が本法以外の法律又は国際協定によって禁止されているもの
- (2) 商標が使用された結果により出願日までに識別性を獲得しており、かつ、周知商標の場合は、(1)2)から 4)までの規定は適用しない。
- (3) (1) 2), 3), 4)及び 5)にいう標識が商標に組み込まれているときは、当該標識は、保護対象とならない商標の構成部分とする。

第 10 条 法的保護が排除される相対的な事情

(1) 次の商標には、法的保護を付与しない。

- 1) 商標であって、当該商標により指定されたものと同一の商品又はサービスに関して法的保護を付与されている先の商標と同一のもの
- 2) 商標であって、当該商標により指定されたものと同一の商品若しくはサービス又は類似する種類の商品若しくはサービスに関して法的保護を付与されている先の商標と同一又は類似するもの。ただし、当該商標からの当該先の商標の連想を含め、消費者が混同する虞がある場合に限る。
- 3) 商標であって、先の登録商標若しくは登録出願されている商標又はエストニア住民の過半数に知られており、かつ、異なる種類の商品若しくはサービスについて法的保護を付与されている商標と同一又は類似するもの。ただし、後の商標を使用することにより、先の商標が後の商標の出願日又は優先日までに獲得している識別性又は評判を不当に利用し又はこれらを損なう虞がある場合に限る。

(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)

- 4) 商標であって、登録出願の出願日、国際登録日又は優先日前に商業登記簿に記入された事業上の名称と同一又は混同を生じる程に類似するもの。ただし、それぞれの事業の活動分野が、当該商標の使用対象として指定されている又は指定されようとしている商品及びサービスと同一の分野である場合に限る。

(RT I 2006, 61, 456—2007 年 1 月 1 日施行)

- 5) 商標であって、出願日、国際登録日又は優先日の前にエストニアにおいて登録された専売医薬品の名称と同一又は混同を生じる程に類似するもの。ただし、当該商標の使用対象として指定されている又は指定されようとしている商品が医薬の分野に属する場合に限る。

(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)

- 6) 商標であって、その使用が名称に係る先の権利、個人の肖像に係る権利、不動産の名称に係る権利、建築物の名称若しくは表象、著作権若しくは工業所有権の対象又はその他の先の権利を損なうもの
- 7) 商標であって、他国において使用されており、かつ、出願がなされた日に当該他国において使用されていた商標と同一又は混同を生じる程に類似するもの。ただし、当該出願が悪意でなされている場合に限る。

(2) 先の商標又はその他の先の権利の所有者が、法的保護の付与に書面により同意する場合

は、(1)(2)から6)までにいう法的保護が排除される事情は考慮に入れないものとする。

第11条 先の商標及びその他の先の権利

(1) 「先の商標」とは、次のものをいう。

- 1) 先に周知のものとなった商標
- 2) 登録商標であって、出願日又は優先日が先であるもの
- 3) 登録出願された商標であって、出願日又は優先日が先であるもの。登録出願された商標は、登録されたときにのみ先の商標となる。
- 4) マドリッド議定書に基づきエストニアにおいて有効な商標であって、国際登録日又は優先日が先であるもの
- 5) マドリッド議定書に基づいて登録出願された商標であって、国際登録日又は優先日が先であるもの。登録出願されている商標は、エストニアにおいて商標に係る法的保護が拒絶されない場合にのみ先の商標となる。
- 6) 共同体商標規則に基づいて登録された共同体商標であって、エストニアでの登録に基づいて付与された出願日、優先日又は先順位日が先であるもの
- 7) 共同体商標規則に基づいて登録出願された共同体商標であって、エストニアでの登録に基づいて付与された出願日、優先日又は先順位日が先であるもの。登録出願された商標は、登録されたときにのみ先の商標となる。

(2) 他の先の権利について決定するときは、エストニアにおける相応する権利の取得日を考慮に入れる。

(3) 商標に係る権利又はその他の権利が同一の日に成立した場合は、それらの権利は、相互の関係における優先権を有さない。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第12条 商標の法的保護の範囲

(1) 商標の法的保護の範囲は、次のものを基礎とする。

- 1) 周知商標については、それが周知のものとなった商標の形状
- 2) 登録簿又は事務局の国際登録簿に記入された商標の表示

(RT I 2009, 4, 24—2009年3月1日施行)

(2) 商品及びサービスに関する商標の法的保護の範囲は、次のものにより決定する。

1) 周知商標については、当該商標が周知のものになったときに使用対象として指定した商品及びサービス

2) 登録簿又は事務局の国際登録簿に記入された商品及びサービスの一覧

(3) 商品及びサービスは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に定める商品及びサービスの国際分類(以下「ニース分類」という)(RT II 1996, 4, 14)に基づいて分類する。

(4) 商品又はサービスは、ニース分類の同一のクラス又は異なるクラスに掲げられているとの理由で、相互に類似する又は類似しないとみなしてはならない。

(5) 商標には、保護の対象ではない構成部分を含めることができる。ただし、それにより当該商標の識別性が減少し又は他人の権利が侵害される場合は、この限りでない。

(6) その後の使用において、保護の対象でない商標の構成部分が識別性を備え又は周知のも

のとなった場合は、法的保護を当該商標全体に拡大するために、登録商標の新たな登録を出願することができる。

第13条 商標の法的保護に関する行為を遂行するための代理人

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

(1) 特許庁及び工業所有権審判委員会(以下「審判委員会」という)における商標に関する行為は、利害関係人又は利害関係人から明示的に委任を受け、かつ、特許代理人法により商標の分野における業務に係る特許代理人の資格を付与されている特許代理人により遂行されなければならない。利害関係人又は特許代理人は、自己の費用において、特許庁又は審判委員会での口頭手続に代理権を有さない通訳又は顧問を参加させることができる。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

(2) 居所、本拠地又は商業上若しくは工業上の事業をエストニアに有していない者は、特許庁及び審判委員会において商標に関する手続(出願を除く)を遂行する自己の代理人として、特許代理人に委任しなければならない。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

(3) 複数の者が特許庁及び審判委員会において商標に関する行為を共同で遂行する場合は、これらの者は、その代表として特許代理人に委任し、又はこれらの者の中から居所、本拠地若しくは商業上若しくは工業上の事業をエストニア共和国に有する代表者(以下「共通の代表者」という)を選任することができる。共通の代表者は、特許出願に係る処理に関するすべての行為を共同出願人の名義で遂行する権利を有する。

(RT I 2009, 4, 24—2009年3月1日施行)

第3章 商標により与えられる権利

第14条 排他権

(1) 商標所有者は、第三者が次のものを業として使用することを禁止する権利を有する。

1) 商品又はサービスに関して法的保護を付与されている商標と同一の標識。ただし、当該商品又はサービスが当該商標の保護の対象である商品又はサービスと同一であることを条件とする。

2) 商品又はサービスに関して法的保護を付与されている商標と同一又は類似の標識。ただし、当該標識と法的保護を付与されている商標との間の連想の虞を含め、消費者に混同を生じさせる虞があることを条件とする。

3) 登録商標又はエストニア住民の過半数に知られている商標であって法的保護を付与されているものと同一又は類似の標識。ただし、当該標識が当該商標の登録の対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスを指定するために使用され、当該標識を使用することにより、当該商標の識別性又は評判を不当に利用し又はこれらを損ない兼ねない場合に限る。

(2) (1)の規定に基づき、特に次の行為が禁止される。

1) 当該標識を商品又はその包装に貼付すること

2) 当該標識の下で商品の販売を申し出ること、商品を頒布すること又は商品を販売する目的で貯蔵すること

3) 当該標識の下でサービスを申し出ること又は提供すること

4) 当該標識の下で商品を輸入し又は輸出すること

5) 当該標識を商品に係る営業書類、広告又は取扱説明書で使用する

(3) インターネットでの商標の使用は、エストニアにおいて商業上の効果がある場合にのみ、エストニアにおける商標の使用とみなす。商業上の効果の有無を確定するときは、特に次のことを考慮に入れるものとする。

1) エストニアにおける実際の業務関係又は業務に基づく関係、顧客サービスの存在及び非インターネット活動等、インターネットで商標を使用する者のエストニアにおける業務活動

2) 商品の輸送、流通及び情報、言語並びに商品又はサービスの供給者との通信に係るインターネットリンクを考慮に入れた上での、インターネットで商標を使用する者の、エストニアにいる者にインターネットを通じて商品又はサービスを提供する意図

3) インターネットで表示されている条件であって、商品又はサービスはエストニアにいる者に提供されない旨を述べたもの、及び当該条件の遵守状況

4) 他人に属する商標の識別性又は評判を不当に利用する可能性又はこれらを損なう可能性

(4) 登録商標を参考書、便覧、教科書、専門雑誌その他の出版物(電子出版物を含む)に掲載するときは、著者及び出版者は、当該商標の隣に登録商標符号が付されているようにしなければならない。ただし、商標所有者がそのように請求することを条件とする。当該出版物が既に出版されている場合は、商標所有者は、次の出版の際に登録商標符号を使用することを請求することができる。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第 15 条 登録商標符号

商標所有者は、商標と共に登録商標符号又は警告を使用することができる。

第 16 条 排他権の制限

(1) 商標所有者は、他人が公正な商慣行に従い業として次のものを使用することを禁止する権利を有さない。

1) 他人の名称及び宛先

2) 標識であって、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格若しくは原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を示す標識若しくは表示で構成されているもの、商品若しくはサービスを他の態様で記述するもの、又は考慮すべき程には変更されていない前記の標識若しくは表示で構成されているもの

3) 日常言語又は真正の商慣行において慣用されている標識又は表示

4) 当該商標。ただし、製品(特に付属物若しくは予備部品としての)又はサービスの用途を表示するのに必要な場合に限る。

5) 当該商標の構成部分の内、保護の対象とされていないもの

(2) 先の商標の所有者は、後の商標の存在を知っていた又は当然知るべきであったが 5 年間連続して当該後の商標の使用に合意していた場合は、後の商標の使用又は他の後の権利を禁止する権利を有さない。後の商標の所有者が悪意によりその商標の使用を開始し若しくは出願を行った場合又は他の後の権利が悪意により取得された場合は、前記の制限は適用されない。後の商標の所有者は、先の商標の使用又は他の先の権利を禁止することはできない。

(3) 商標所有者は、当該商標の下でエストニア又は欧州経済領域協定の締約国の市場に出された商品の、所有者による又は所有者の同意に基づく更なる商業利用を禁止することはできない。ただし、所有者が、特に商品が市場に出された後でその特性が変化している場合のように、商品の更なる利用に異議を唱える正当な理由を有するときは、この限りでない。

(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)

第 17 条 商標を使用する義務

(1) 商標所有者は、その登録対象である商品及びサービスを指定して、登録商標を実際に使用しなければならない。

(2) 次の行為も、商標所有者による商標の使用を構成する。

1) 商標を、標章の識別性を変更しない些少な要素において表示と異なる形で使用すること

2) 商標を輸出目的のみの商品又はその包装に貼付すること

3) 商標所有者の同意を得て商標を使用すること

第 18 条 商標の移転

(1) 商標は、商品又はサービスの全部又は一部について移転することができる。

(2) 商標は、商標所有者の法律上の承継人に移転する。国又は地方政府が商標を承継することはできない。

(3) 登録商標の移転は、相応する修正が登録簿に記入された日から効力を生じる。

第 19 条 商標の権利放棄

- (1) 商標所有者は、商品又はサービスの全部又は一部について、商標の権利放棄をすることができる。
- (2) 登録商標の権利放棄は、相応する修正が登録簿に記入された日から効力を生じる。
- (3) 商標に質権が設定されている場合、商標が破産財産に含まれている場合又は商標に関してライセンスが付与されている若しくは処分禁止措置が取られている場合は、商標の権利放棄をすることができない。

第 20 条 登録の分割

商標所有者は、登録を 2 以上の登録に分割し、商品及びサービスをこれらの登録の間に配分することができる。登録の分割は、相応する修正が登録簿に記入された日に効力を生じる。

第 21 条 ライセンス

- (1) ライセンシーは、商標所有者の許可を得た場合にのみ、ライセンスにより商標所有者から取得した権利を第三者に移転することができる。
 - (2) 商標の移転又は後に付与されたライセンスは、先に付与されているライセンスの有効性に影響を及ぼさない。
 - (3) ライセンス契約の当事者の 1 が請求する場合は、ライセンスについて登録簿に記入する。
 - (4) ライセンスは、登録期間の満了と同時に満了する。
- (RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)

第 22 条 禁止に関する注記

訴訟を成立させるために、原告の請求があったときは、登録簿中の商標に関して処分の禁止に関する注記をすることができる。

第 23 条 強制執行及び破産

- (1) 商標は、事業とは別個に強制執行の対象とすることができる。
- (2) 登録商標が破産財産に含まれている場合は、破産管財人又は裁判所の請求により、その旨の注記を登録簿に施す。

第 24 条 商標の質権設定

- (1) 登録商標には、質権を設定することができる。それにより、質権設定の利益を受ける者(以下「質権者」という)は、質権設定された商標から質権により担保されている請求権を実現する権利を有する。
- (2) 質権は、商標所有者と質権者との間の質権設定に関する公証契約に基づいて登録簿に質権に関する記入を行うことにより設定する。
- (3) 質権は、質権者の法律上の承継人に移転するものとする。質権の移転は、登録簿に記入する。

第 25 条 質権により担保されている請求権の実現

- (1) 質権者は、質権により担保されている請求権の実現を、取立が可能になった後に要求す

ることができる。

(2) 質権により担保されている請求権が実現されない場合は、質権者は、質権設定商標を強制競売において売却することにより請求権を実現することができる。

(3) 質権により担保されている請求権の実現のために質権者が質権設定商標を取得することを内容とする契約は、無効とする。

第 26 条 質権の消滅

質権は、質権により担保されている請求権が消滅したとき又は質権者が質権を放棄したときに消滅する。

第 27 条 出願により与えられる権利

第 18 条から第 23 条までの規定は、出願の法的地位に基づく規定を考慮に入れて、出願及び出願により与えられる権利に適用する。

第4章 商標登録

第28条 出願

- (1) 商標それぞれについて別個の出願を要する。
- (2) 出願書類には、次のものを含めなければならない。
 - 1) 商標登録を求める願書
 - 2) 出願人が代理人を有する場合は、委任状又は以前提出した委任状への言及
 - 3) 優先権を主張する場合は、優先権を証明する書類
 - 4) 国の手数料の納付に関する情報
- (3) 更に、団体標章又は保証標章の登録出願には第6章の規定を適用する。

第29条 優先権

- (1) 条約優先権とは、商標の法的保護を求める最先の出願を行った者の優先権をいう。最先の出願の出願日を優先日とみなす。
- (2) 同一の商標の登録を求めて特許庁に行われた出願に表示されている商品又はサービスが最先の出願に含まれており、かつ、当該出願が最先の出願の出願日から6月以内に特許庁に行われている場合は、優先権は、次のものに基づいて確定することができる。
 - 1) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国における最先の出願の出願日
 - 2) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国でない国又は世界貿易機関の加盟国でない国であって、エストニア共和国において最先の出願を行った者に同等の条件を保証するものにおける最先の出願の出願日
- (3) 博覧会優先権とは、商標により指定されている商品又はサービスを国際博覧会又は1928年にパリで署名された国際博覧会条約にいう意味での公認された国際博覧会であって(2)1)又は2)に定める国の領域内で開催されたものにおいて公衆に展示した者の、当該商標の法的保護を出願する上での優先権をいう。
- (4) 出願において表示されている商品又はサービスであって同一の商標により指定されているものが(3)に定める博覧会において展示され、かつ、展示日から6月以内に特許庁に出願が行われた場合は、優先権は、当該博覧会における展示日に基づいて確定することができる。
- (5) 商標に係る優先権は、複数の最先の出願に基づいて確定することができる。複数の最先の出願が先に行われている場合は、(2)に規定する6月の期間は、最先の優先日から起算するものとする。

第30条 商標登録を求める願書

商標登録を求める願書には、次のものを含めなければならない。

- 1) 商標登録の請求
- 2) 出願人の名称、居所又は本拠地の宛先及び出願人が希望する場合は出願人についての他の詳細事項
- 3) 出願人が代理人を有する場合は、出願人の代理人の名称
- 4) エストニアにおいて操業され、かつ、外国人に属する商業上又は工業上の事業の宛先。ただし、当該外国人が代理人を有していない場合に限る。

- 5) 商標の表示
- 6) ニース分類に従って分類した商品及びサービスの一覧でクラス番号を付したものの
- 7) 優先権を主張する場合は、優先権主張
- 8) 商標の表示が彩色されている場合は、色彩の一覧
- 9) 標章が立体標章である場合は、その旨の陳述書
- 10) 出願人又は出願人の代理人の署名

第 31 条 商標の表示

- (1) 商標の表示は、商標の明瞭かつ十分な印象を与えるものでなければならない。
- (2) 立体商標の表示においては、商標の図を 1 又は複数提示することができる。
- (3) 特許庁は、商標の言葉で構成される部分の翻字又は翻訳文を求めることができる。

第 32 条 委任状

委任状には、次のものを含めなければならない。

- 1) 代理されている者の名称及び居所又は本拠地の宛先
- 2) 代理人の名称
- 3) 委任の範囲
- 4) (廃止—RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)
- 5) 委任が特定の期間について付与されている場合は、委任の期間
- 6) 代理されている者の署名
- 7) 委任状発行の日付
(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)

第 33 条 優先権を証明する書類

- (1) 条約の優先権は、最先の出願を受領した行政機関が出願人に発行する書類であって、最先の出願中の情報を記載しているものにより証明する。
- (2) 博覧会優先権は、当該商標が指定する商品又はサービスの第 29 条(3)に定める博覧会における展示に関する書類であって当該博覧会の主催者が発行したものにより証明する。

第 34 条 出願

- (1) 出願は、特許庁に行く。
- (2) 国の手数料の納付に関する情報、優先権主張及び出願人の代理人に発行した委任状は、出願日から 2 月以内に提出しなければならない。
- (3) 優先権主張を証明する書類は、出願日から 3 月以内に提出しなければならない。エストニアにおいて行われた最先の出願に基づいて優先権を主張する場合は、優先権を証明する書類の提出を要さない。
- (4) 特許庁に提出する出願書類及びその他の書類に係る内容及び方式の要件は、商標規則により定める。
(RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)

第 35 条 出願日

少なくとも次の情報が特許庁に提出された日を出願日とみなす。

- 1) エストニア語による商標登録を求める願書
(RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)
- 2) 商標の表示
- 3) 登録出願の対象である商品及びサービスのエストニア語による一覧
(RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)
- 4) 出願人の名称及び特許庁が出願人又はその代理人と通信できるようにするのに必要な情報
(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)

第 36 条 出願日の決定及び処理のための受理

- (1) 出願が特許庁に受領されたときに第 35 条に規定する要件を遵守している場合は、特許庁における出願の受領日を出願日とみなす。
- (2) 第 35 条に定める情報の何れかが出願書類から欠落している場合は、出願人にその旨を通知し、不備を除去するために 2 月の期間を定めるものとする。
(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)
- (3) 提出書類が第 35 条 4) に記載する情報を含んでいない場合は、特許庁は、(2) に規定する通知を発する必要はない。この場合、出願人は、特許庁による当初の提出書類の受領日から 2 月以内に、第 35 条に定めるすべての欠落情報を自発的に提出することができる。
(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)
- (4) 出願人が(2)に定める期間内又は(3)が適用されるときは同項に規定する期間内に欠落しているすべての情報を提出した場合は、第 35 条に定める情報のすべてが特許庁に提出された日を出願日とみなす。
- (5) 出願日が(1)又は(4)により決定される出願は、処理のために受理される。特許庁は、出願日及び出願番号を出願人に通知する。
- (6) 出願人が(2)及び(3)に規定する場合において定められた期間内に欠落している出願情報を特許庁に提出しなかった場合は、出願日は決定されない。特許庁は、出願が行われたとみなさない旨を出願人に通知する。出願人は、出願人が納付した国の手数料の払戻を受けることができる。

第 37 条 出願の内容及び方式に係る要件の確認

- (1) 出願の内容及び方式に係る要件の遵守を確認する過程において、第 28 条に定める書類が出願から欠落していること、又は書類が第 30 条から第 33 条までに規定する要件若しくは第 34 条(4)に基づいて定める要件を遵守していないことが明らかになった場合は、特許庁は、書面をもって出願人にその旨を通知し、かつ、不備の除去又は説明の提出のために少なくとも 2 月の期間を定めるものとする。
- (2) 出願人が(1)に定める通知に対する出願人の応答において不備を除去しなかった場合は、出願を拒絶する決定を行う。
- (3) 出願人が期日までに(1)に定める通知に応答しなかった場合、第 34 条(2)に規定する期間内に所定額の国の手数料の納付に関する情報を提出しなかった場合又は所定の期間内に委任

状を提出しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(4) 出願人が第 34 条(2)に規定する期間内に優先権主張を行わなかったか若しくは期日までに優先権を証明する書類を提出しなかった場合又は優先権主張が第 29 条の規定を遵守していないか若しくは提出された書類が優先権を証明していない場合は、特許庁は、当該優先権主張を考慮に入れない。

(RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)

第 38 条 商標の審査

(1) 特許庁は、第 9 条(1)及び第 10 条の規定に関して商標を審査するものとする。

(1-1) 第 10 条(1)4)に関して商標を審査するに際し、特許庁が事業の活動分野とみなすものは、経過した年度の活動分野及び新たな会計年度の活動分野であって、出願日、国際登録日又は優先日の前に商業登記簿に公表され又は年次報告に記録されたものである。

(RT I 2006, 61, 456—2007 年 1 月 1 日施行)

(2) 審査の結果、商標の法的保護を妨げる事情が明らかになった場合は、特許庁は、出願人にその旨を通知し、かつ、当該事情の除去又は説明の提出のために少なくとも 2 月の期間を定める。出願人が期日までに応答しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(3) 審査の結果、商標に第 9 条(3)により保護の対象とならない商標の構成部分である標識が含まれ、かつ、当該標識が排他権の範囲に関して疑義を生じさせないことが明らかになった場合は、特許庁は、商標を登録する決定において、保護の対象とならない構成部分を表示しないものとする。

(4) 審査の結果、商標に第 9 条(3)により保護の対象とならない商標の構成部分である標識が含まれ、かつ、当該標識が排他権の範囲に関して疑義を生じさせる可能性があることが明らかになった場合は、特許庁は、出願人にその旨を通知し、かつ、保護の対象とならない構成部分への合意又は説明の提出のために少なくとも 2 月の期間を定めるものとする。期日までに保護の対象とならない構成部分への合意の通知が出されなかった場合又は関連する説明が提出されなかった場合は、出願人は、保護の対象とならない構成部分に合意したものとみなされる。

第 39 条 商標を登録する決定及び商標の登録を拒絶する決定

(1) 審査の結果、第 9 条(1)及び第 10 条に定める法的保護を妨げる如何なる事情も明らかにならなかった場合又は審査の結果明らかになった法的保護を妨げた事情を出願人が除去した場合は、商標を登録する決定を行うものとする。

(2) 審査の結果、明らかになった第 9 条(1)又は第 10 条に定める法的保護を妨げた事情を出願人が除去しなかった場合は、商標の登録を拒絶する決定を行うものとする。

(3) 法的保護を妨げる事情が登録出願の対象である商品又はサービスの全部には該当しない場合は、(1)及び(2)の規定は、商品及びサービスの一部に適用する。

(4) 出願人が商標の一部を保護の対象とならない構成部分と認めることに合意せず、かつ、特許庁が出願人の意見を根拠があるものとみなさない場合は、特許庁は、保護の対象とならない構成部分を表示するとの制限付きで商標を登録する決定を行うものとする。

第 40 条 商標を登録する決定の通知の公告

- (1) 商標を登録する決定に関する通知は、特許庁の公報「Eesti Kaubamärgileht」（以下「特許庁の公報」という）に公告する。
- (2) 特許庁の公告に係る構成及び手続は、商標規則により定めるものとする。
(RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)

第 41 条 不服申立の裁定及び取消申請

- (1) 出願人は、第 37 条(2)及び第 39 条に定める特許庁の決定に対して、決定が行われた日から 2 月以内に工業所有権審判委員会に不服を申し立てることができる。
- (2) 第 9 条(1)又は第 10 条に定める法的保護を妨げる事情が存在する場合は、利害関係人は、商標に係る出願人の権利について工業所有権審判委員会において争うことができる。取消申請を提出することができる期間は、商標を登録する決定の通知の公告から 2 月とする。
- (3) 不服申立又は取消申請が全部又は一部認められた場合は、審判委員会は、特許庁の決定を取り消し、かつ、特許庁に対し、審判委員会の決定書に記載されている事実を考慮に入れて処理を続行するよう求めるものとする。
- (4) 不服申立が認められた場合は、出願人は、納付した国の手数料の払戻を受ける権利を有する。
- (5) 取消申請に関する処理への参加人であって、商標の法的保護に関する審判委員会の決定に不服であるものは、工業所有権法基本規則第 64 条(1)に規定する期間内に、処理手続への他の参加人に対して、商標の法的保護を妨げた事情の有無を確認するために訴訟を提出することができる。
(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)
- (6) 訴訟の結果として下された裁判所の決定の発効後、特許庁は、裁判所決定により確定した事情に基づいて申請の処理を継続する。
(RT I 2005, 18, 104—2005 年 4 月 8 日施行)

第 42 条 期間の更新

- (1) 第 34 条(2)及び(3)に規定する期間は更新しない。
- (2) 特許庁は、出願人の請求があった場合は、第 37 条(1)並びに第 38 条(2)及び(4)に定める期間を、1 回につき少なくとも 2 月、ただし合計して 13 月を超えない範囲で更新するものとする。請求書は、国の手数料の納付に関する情報を添えて、定められた期間の終了前に提出しなければならない。

第 43 条 処理の停止

- (1) 商標の審査が先の商標に関して行われる決定に左右される場合は、特許庁は、先の商標に関する最終決定が効力を生じるまで後の商標の登録の処理を停止するものとし、その旨を出願人に通知する。商標の審査は、先の商標の登録が後の商標に関し第 10 条に規定する法的保護を妨げる事情を構成する場合は、先の商標に関してなされる決定に依存する。
(RT I 2009, 4, 24—2009 年 3 月 1 日施行)
- (2) 特許庁は、出願人からの理由を付した請求書に基づき、24 月を限度として処理を停止することができる。

(RT I 2009, 4, 24—2009年3月1日施行)

(3) 処理を停止する理由が消滅した場合又は(2)に定める場合において期間が満了したときは、停止された処理を続行する。

第44条 出願の分割及び減縮

(1) 出願人は、出願を2以上に分割し、その間で商品及びサービスを配分することができる。商標を登録するか若しくは商標登録を拒絶する決定が行われるまで、又は商標を登録するか若しくは商標登録を拒絶する決定に関する不服申立の手續又は当該決定から生じた取消申請に関する手續の終了までは、出願の分割をすることができる。出願を分割するためには、相応する請求書を、国の手数料の納付に関する情報を添えて提出しなければならない。

(RT I 2009, 4, 24—2009年3月1日施行)

(2) 分割を行った後の出願は、元の出願の出願日及び優先権を維持する。

(3) 出願人は、出願書類に記載した商品及びサービスの一覧を減縮することができる。減縮は、特許庁が請求書を受領した日に効力を生じる。

第45条 出願の訂正及び補充

商標を登録するか又は商標登録を拒絶する決定が行われるまでは、出願人は、出願を訂正し、かつ、補充することができる。ただし、この訂正及び補充が出願日に記載されていた商標の表示を変更し又は商品若しくはサービスの一覧を拡大するものでないことを条件とする。

第46条 登録の条件

(1) 次の何れかの場合は登録を行う。

1) 商標を登録する決定に対して不服が申し立てられず又は公告された商標に係る出願人の権利について争われず、かつ、登録に係る国の手数料の納付に関する情報が商標登録に係る通知の公告から4月以内に提出された場合、又は

2) 係争又は不服申立に拘らず、商標を登録する決定及び商標に係る出願人の権利が引き続き有効であり、かつ、登録に係る国の手数料の納付に関する情報が最終決定の効力発生日から2月以内に提出された場合

(2) 登録に係る国の手数料の納付に関する情報が期日までに提出されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

第47条 出願の取下、処理の終了及び再開

(1) 出願人は、登録が行われるまでは、その旨の請求書を提出することにより、出願を取り下げることができる。出願は、特許庁が当該請求書を受領した日に取り下げられたものとみなす。

(2) 出願が(1)に定める方法で取り下げられたとき又は第37条、第38条又は第46条に定める場合において取り下げられたとみなされたときは、処理を終了する。処理が終了した場合は、出願書類は返還せず、国の手数料は払い戻さない。

(3) 出願が第37条、第38条又は第46条により取り下げられたとみなして特許庁が処理を終了し、かつ、出願人が不可抗力又は出願人若しくは出願人の代理人の管理を超える他の障害により手續を遂行しなかった場合は、出願人は、処理の再開を請求することができる。

(RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)

- (4) 出願人が障害の存在を証明し、かつ、障害が消滅してから2月以内に所定の手続を遂行し、更に、国の手数料の納付に関する情報を提出した場合は、特許庁は、処理を再開する。
- (5) 処理再開の請求は、遂行されなかった手続の期日から6月以内に行うことができる。
- (6) (3)から(5)までの規定は、優先権が回復されたときにも適用する。

第48条 登録

- (1) 登録は、商標を登録する決定に基づいて行う。
 - (2) 登録事項とは、次のものをいう。
 - 1) 登録番号
 - 2) 登録を行った日付
 - 3) 商標の表示
 - 4) ニース分類に基づいて分類した商品及びサービスの一覧でクラス番号を付したものの
 - 5) 商標の表示に色彩を用いている場合は、色彩の一覧
 - 6) 当該標章が立体標章である場合は、その旨の陳述書
 - 7) 商標の構成部分で保護の対象でないもの。ただし、この構成部分が登録の決定において表示されている場合に限る。
 - 8) 商標所有者の名称及びその居所又は本拠地の宛先
 - 9) 商標が団体標章又は保証標章である場合は、その旨の陳述書
 - 10) 商標の所有者が代理人を有する場合は、商標所有者の代理人の名称
- (RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)
- 11) エストニアにおいて操業され、かつ、外国人に属する商業上又は工業上の事業の宛先。ただし、当該外国人が代理人を有していない場合に限る。
 - 12) 登録の満了日
 - 13) 出願番号
 - 14) 出願日
 - 15) 優先権主張が認められた場合は、優先権に係る事項

第49条 登録事項の公告

登録事項及び登録事項の訂正又は修正は、特許庁の公報に公告する。

第49-1条 登録証

- (1) 特許庁は、商標を登録簿に記入した後20就業日以内に、商標所有者に登録証を発行する。
 - (2) 登録証は、商標所有者の数に拘らず、1通のみ発行する。
 - (3) 商品若しくはサービスの一部に係る商標の移転の場合又は登録の分割の場合は、新登録事項の登録簿への記入から20就業日以内に、登録証を新登録の所有者に発行する。
 - (4) 商標所有者の請求に基づいて、登録証の副本を発行することができる。副本は、請求書及び国の手数料の納付を証明する情報の提出から20就業日以内に発行する。
 - (5) 登録証の方式要件及び登録証様式の完成の手続は、商標規則により定める。
- (RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

第 50 条 商標の法的保護期間の更新

- (1) 商標所有者は、商標の法的保護期間の満了前 1 年の間に、当該期間の更新を請求することができる。その旨の請求書は、国の手数料の納付に関する情報を添えて提出しなければならない。
- (2) 商標所有者は、商標の法的保護期間の満了後 6 月以内は、商標の法的保護の更新に係る期間の回復を請求することができる。その旨の請求書に国の手数料及び国の追加手数料の納付に関する情報を添えて提出しなければならない。
- (3) 商標の法的保護期間の更新は、当該期間の満了日から効力を生じる。

第 50-1 条 商標の移転の登録簿記入を求める請求

- (1) 商標の移転を登録簿に記入するためには、出願人、商標所有者又は権限を有する他人の書面による請求がなければならない。
 - (2) 請求書には、国の手数料の納付に関する情報を添付しなければならない。
 - (3) 新しい商標所有者又は商標により与えられる権利の移転を受けた者が請求書を提出する場合は、当該権利の放棄若しくは移転を証明する書類又は特許庁が公式に認証した当該書類の謄本を請求書に添付しなければならない。
 - (4) 動産に対する登録担保が設定されている商標の移転の場合は、質権者の同意書を請求書に添付しなければならない。
 - (5) 商品又はサービスの一部に係る商標の移転の場合は、移転される商品及びサービスの一覧並びに登録事項に残る商品及びサービスの一覧を請求書に添付しなければならない。
- (RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 50-2 条 その他の場合における登録事項の修正記入を求める請求

- (1) 登録事項の修正を記入するためには、商標所有者の請求書がなければならない。
 - (2) 登録事項の修正に関する記入は、第 19 条(1)に定める場合を除き、商標を変更するものであってはならず、また、商標の法的保護の範囲を変更するものであってはならない。
- (RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 50-3 条 商標の権利放棄の登録簿記入を求める請求

商標の権利放棄を記入するためには、商標所有者の請求書がなければならない。

(RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 50-4 条 登録分割の登録簿記入を求める請求

- (1) 登録分割を記入するためには、商標所有者の請求書がなければならない。
 - (2) 国の手数料の納付に関する情報を請求書に添付しなければならない。
- (RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 50-5 条 ライセンスの登録簿記入を求める請求

- (RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)
- (1) ライセンスに関して登録簿に記入するためには、ライセンサー又はライセンシーの請求書がなければならない。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

(2) 登録簿へのライセンスに関する記入を求める請求書には、特許庁が公式に認証したライセンス契約書の抄本であって、記入に必要な契約当事者、ライセンスの内容、範囲及び期間に関する情報を含むものを添付しなければならない。国の手数料の納付に関する情報も請求書に添付しなければならない。ライセンス契約書の抄本は、登録簿へのライセンスの記入を求める請求書がライセンサー及びライセンシー双方により署名され、かつ、記入に必要な情報を含む場合は、提出する必要がない。

(RT I 2009, 4, 24—2009年3月1日施行)

(3) ライセンス契約に関する記入は、ライセンスの期間の満了時又は登録簿へのライセンスに関する記入の請求を行った者の請求があったときに抹消するものとする。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第 50-6 条 質権の登録簿記入を求める請求

(1) 登録簿への質権に関する記入のためには、商標所有者又は質権者の請求書がなければならない。

(2) 請求書には、質権設定に係る公証契約書及び国の手数料の納付に関する情報を添付しなければならない。

(3) 質権設定に係る契約の条件を修正するためには、質権設定に係る契約書の公証付属書、当該修正を証明する判決書その他の書類及び国の手数料の納付に関する情報を請求書に添付しなければならない。

(4) 質権者を変更するためには、請求書に変更を証明する公証書類及び国の手数料の納付に関する情報を添えて提出しなければならない。

(5) 動産に対する登録担保の順位を変更するためには、請求書に権利の順位が変更される者の間の合意書及び国の手数料の納付に関する情報を添えて提出しなければならない。

(6) 動産に対する登録担保に関する記入は、当該質権により担保されている請求権が消滅したとき又は当該質権が放棄されたときには抹消するものとする。

(7) 質権の放棄の場合は、質権者は、請求書に質権の放棄に係る公証請求書を添えて提出しなければならない。

(8) 商標所有者の請求により動産に対する登録担保に関する記入を修正又は抹消するためには、登録簿に記入されている自己の権利が当該記入の修正又は抹消により損なわれる虞のある者の認証済の同意がなければならない。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第 50-7 条 第 50 条から第 50-6 条までに定める請求の処理

(1) 第 50 条から第 50-6 条までに定める請求が委任を受けた代理人により行われる場合は、請求書に委任状を添付しなければならない。手続遂行のために先に特許庁に提出した委任状が有効である場合は、委任状の添付を要さない。

(2) 有効な請求書及び必要な書類の受領日から 20 就業日以内に、出願人に対して記入履行の通知を行うものとする。

(3) 記入履行に関する通知は、特許庁の公報に公告する。

(4) 記入を行うために必要な情報又は書類の一部が欠落している場合は、不備のある請求書

を特許庁が受領したときから 15 就業日以内に出願人にその旨を通知し、かつ、不備の除去のために 2 月の期間を定めるものとする。提出された書類に基づいて所定の期日までに記入を行うことが不可能な場合は、請求書は提出されなかったものとみなす。

(5) 法律に規定する前記以外の理由で記入を行うことが不可能な場合は、特許庁が請求書を受領したときから 15 就業日以内に出願人にその旨を通知するものとする。

(RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 51 条 商標の登録簿からの抹消

(1) 商標は、その期間の満了から 6 月後に登録簿から抹消する。ただし、商標の期間の更新が請求されている場合は、この限りでない。抹消は、期間の満了日に遡及して効力を生じる。

(2) 効力を生じている対応裁判所判決が特許庁に提出された場合又は商標所有者が商標について権利放棄した場合は、当該商標を期限前に抹消する。

(3) 会社が商業登記簿から抹消されたときから 1 年の間に商標移転の登録簿記入を求める書面での請求が行われなかった場合において、利害関係人の請求があったときは、当該商標を抹消する。

(RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 51-1 条 登録簿の閲覧

(1) 商標登録に関する決定の通知に係る公告前に、登録簿からの次の情報を提供することができる。すなわち、商標の表示、登録出願の番号、登録出願の出願日、優先権に関する情報、出願人の名称、出願人の代理人の名称、商品及びサービスの一覧並びに国際分類のクラス番号。

(2) 商標登録に関する決定の通知に係る公告前に、出願人、出願人の同意書を有する者又は出願人が商標登録後出願人の商標所有者としての排他権を侵害したか否かで自己の責任を問おうとしていることを証明した者に対し、登録ファイルの閲覧を認めるものとする。

(3) 商標登録に関する決定の通知に係る公告後に、登録簿を公開する。何人も、登録ファイル及び記録に記入した事項を閲覧する権利を有する。

(4) 登録ファイルを閲覧し、又は登録簿からの写し若しくはプリントアウトを受領するためには、請求書に各ファイル、書類の写し又はプリントアウトに係る国の手数料の納付に関する情報を添えて提出する。出願人及び商標所有者は、自己の商標に関する登録ファイルを無料で閲覧することができる。

(5) 出願人又は商標所有者は、特許庁による確認書及び出願書類の写しから構成される優先権を証明する書類を受領するためには、請求書に国の手数料の納付に関する情報を添えて提出しなければならない。

(6) 登録簿の閲覧及び登録簿からの情報の提供に係る手続は、商標規則により定めるものとする。

(RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第5章 権利に係る裁判上の係争及び民事責任

第52条 商標所有者の排他権の無効宣言

(1) 利害関係人は、商標所有者を相手として、商標所有者の排他権が無効であるとの宣言を求める訴訟を提起することができる。ただし、第9条又は第10条に定める法的保護を妨げる事情が存在しており、かつ、商標を登録する決定がなされた時にも存在していたことを条件とする。

(RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)

(2) (1)に規定する訴訟は、次の通り提起することができる。

- 1) 当該商標の使用を知ってから5年以内に
- 2) 商標の登録出願が悪意でなされていた場合は無期限で

(RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)

(3) 他国において法的保護を付与されている商標と同一の又は混同を生じる程に類似する商標が商標所有者の同意なしに商標所有者の代理人の名義で登録されている場合は、当該他国で使用されている商標の所有者は、商標登録が代理人に知られてから5年以内に、当該商標の自己への移転を請求する訴訟を提起する権利を有する。これらの理由は、代理人が自己の活動の合法性を証明した場合は、適用されない。

(RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)

(4) 商標所有者は、正当な理由なしに連続5年間、第17条にいう意味で登録商標を使用しなかった場合は、他の商標の所有者の排他権が無効であると宣言することを請求する権利を有さない。

(5) (廃止-RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)

第53条 商標所有者の排他権の消滅宣言

(1) 利害関係人は、次の場合は、商標所有者を相手として、商標所有者の排他権が消滅した旨の宣言を求める訴訟を提起することができる。

- 1) 商標所有者の行為又は無為の結果として、商標が、その登録の対象である商品又はサービスに関して慣用的な標識になっている場合
- 2) 商標所有者の行為又は無為の結果として、商標が、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格若しくは原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期又は商品若しくはサービスに係るその他の特徴に関して消費者に誤認を生じさせるものになっている場合
- 3) 登録商標が、正当な理由なしに、登録後の連続5年間、第17条にいう意味で使用されていなかった場合
- 4) マドリッド議定書に従いエストニアにおいて有効な登録が事務局の国際登録簿に記入されている商標が、エストニアにおける商標に対する法的保護付与後の連続5年間、第17条にいう意味で使用されていなかった場合

(2) 訴訟提起前において、第17条にいう意味での登録商標の使用が5年の不使用の後に開始されている場合は、(1)に定める訴訟は、(1)3)及び4)に基づいて提起することができない。

(RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)

(3) 第17条にいう意味での商標の使用が5年の期間の満了後、訴訟提起前3月以内に開始された場合において、商標所有者が訴訟提起の意図を知った後に初めて商標使用のための準備

を開始していたときは、(2)の規定は適用しない。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第54条 地理的表示を含む商標に係る排他権の無効宣言

(1) 次の場合は、利害関係人は、商標所有者を相手として、悪意で登録出願が行われた商標に係る排他権の無効宣言を求める訴訟を提起することができる。

1) 登録された地理的表示又はそれと混同を生じる程に類似する標識が商標に含まれ、

2) 商標及び登録された地理的表示により指定された商品又はサービスが同一又は類似のものであり、また

3) 地理的表示が原産国において法的保護の対象となった後に商標登録出願が行われた場合

(2) (1)にいう商標にエストニアの地理的領域の名称が含まれる場合において、商標の使用に係る排他権の無効宣言があったときは、(1)3)に定める条件は適用しない。

(3) 本条の適用上、出願をした者が、商品又はサービスが一定の地理的領域を出所とし、かつ、商品又はサービスの一定の特性、評判又は他の特性上の特徴を当該原産地にある程度関連付けることができることを当該標識が示していると知っていたか又は当然知っているべきであった場合は、当該商標は、悪意で登録出願されたものとする。

(4) 利害関係人は、商標所有者を相手として、2000年1月10日前に登録されたアルコール飲料を指定する商標に係る排他権の無効宣言を求める訴訟を提起することができる。ただし、商標が、登録された地理的表示を含み又は混同を生じる程にそれに類似し、かつ、商標により指定されるアルコール飲料が、当該地理的表示により特定される地理的領域を出所としていない場合に限る。

(5) 本条の規定は、2000年1月10日前に登録出願されたか又は登録された地理的表示を含む商標に係る排他権の無効宣言についても適用する。

(6) 勝訴した場合は、商標に係る排他権は、2000年1月10日をもって無効と宣言される。

第55条 排他権の無効宣言及び排他権の消滅宣言の結果

(1) 排他権が無効を宣言された場合は、登録は、当初から無効であったものとみなす。

(2) 排他権が消滅を宣言された場合は、登録は、訴訟提起の日から無効であったものとみなす。原告は、排他権は訴訟の事由が生じた日から消滅したと宣言するよう請求することができる。

(3) 排他権の無効宣言又は排他権の消滅宣言は、排他権の無効若しくは消滅を宣言する判決が下される前に効力が生じ、かつ、執行された排他権の保護に関する判決の取消又は以前行われた行為の取消の根拠とはならない。

第56条 排他権の部分的無効宣言及び排他権の部分的消滅宣言

排他権の無効宣言又は排他権の消滅宣言に係る事由が商標により指定される商品又はサービスの一部についてのみ該当する場合は、排他権は、そのような商品又はサービスについて無効又は消滅を宣言されるものとする。

第57条 排他権の保護

(1) 商標所有者は、排他権を侵害した者(ライセンス契約の条件に違反したライセンシーを含

む)を相手として、次のことを求める訴訟を提起することができる。

1) 違反行為の終了

2) 故意又は過失により生じた家産上の損害(利益の喪失及び精神的損害を含む)に係る補償

(2) 排他権が企業の従業者又は代表者により侵害された場合は、(1)に定める訴訟は、企業を相手として提起することができる。

(3) ライセンシーは、商標所有者の同意を得た場合にのみ、排他権の保護のための訴訟を提起する権利を有する。ライセンシーは、排他権の侵害について商標所有者に通知した後、同意を得ることなく、訴訟を提起することができる。ただし、商標所有者が適切な期間内に訴訟を提起しなかったことを条件とする。

(4) ライセンシーは、商標所有者に生じた損害に対する補償の請求に係る裁判手続であって商標所有者が提起した訴訟に基づいて開始されたものに、第三者として参加する権利を有する。

第 58 条 補充的保護の要件

(1) 商標所有者が第 57 条に定める排他権の保護に係る訴訟を提起した場合は、商標所有者は、専ら又は殆ど専ら違反行為を行うために使用されたか又は意図された不法な商品及び物品であって、違反者が所有又は占有しているものの廃棄を請求することができる。ただし、当該商品又は物品の不法な要素を他の方法で除去することが可能でないか又は適切でない場合に限る。

(2) 商標所有者が排他権の保護に係る訴訟を提起した場合は、商標所有者は、裁判所を介して、不法に指定されている商品の出所、流通の態様及び経路並びに数量に関する情報を、当該商品の製造者、供給者、以前の所有者並びに再販売者の名称及び宛先を含め、排他権の侵害者に請求することができる。

第 59 条 反訴

(1) エストニアにおいて法的保護を受けている商標の所有者が排他権の保護に係る訴訟を提起した相手又は侵害手続が開始された相手は、商標所有者の排他権について争うことができる。

(2) 侵害手続は、(1)に定める反訴に関する手続が行われている期間は停止するものとする。

(RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)

第 60 条 商標に関する事項についての司法手続の規定

(1) 商標の法的保護に関する不服申立及び訴訟は、特許庁の所在地を管轄する県裁判所が管轄する。

(2) WTO 協定の付属書 1C である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS) (RT II 1999, 22, 123) 第 50 条にいう暫定措置の実施は、違反行為が発生した地を管轄する地域裁判所が管轄する。訴訟を確保するための申請は、直ちに審査するものとする。

(3) 裁判所は、商標に関する紛争における判決書の写しを参考用として特許庁に送付するものとする。

(RT I 2005, 39, 308—2006 年 1 月 1 日施行)

第 60-1 条 商標に関する裁判上の係争における代理人

(1) 商標に関する係争の解決に際し、特許代理人は、県裁判所及び巡回裁判所において代理人として行為することができる。最高裁判所においては、特許代理人は、弁護士と共にする場合にのみ代理人として行為することができる。

(2) 商標所有者は、その権利の保護のために、商標所有者を代理する受動的法的能力を有する組織の構成員であるときは、当該組織に代理させることができる。

(RT I 2006, 7, 42—2006 年 2 月 4 日施行)

第 6 章 団体標章及び保証標章の法的保護の規定

第 61 条 団体標章及び保証標章の定義

(1) 団体標章とは、能動的法的能力を有する者の団体に属する商標であって、団体の構成員がその商品及びサービスを団体標章規則に規定する条件及び手続に基づいて指定するために使用するものをいう。

(2) 保証標章とは、商品及びサービスの共通の品質、共通の原産地若しくは生産方法又はその他の共通の特性を保証する目的で、異なる者の商品及びサービスを指定するために使用する商標をいう。

第 62 条 団体標章又は保証標章の規約

(1) 団体標章又は保証標章の登録に係る出願書類には、団体標章又は保証標章の規約(以下「規約」という)を含めなければならない。

(2) 団体標章又は保証標章は、法的保護を妨げる事情が存在せず、かつ、次に該当するときは、登録される。

- 1) 規約が公の秩序又は容認されている道徳基準に違反していないこと
- 2) 保証標章の場合は、保証標章により指定されている商品及びサービスの所要の共通の特性であって品質管理の基礎として使用することができるものの一覧が規約に含まれていること
- 3) 団体標章の場合は、その商品及びサービスがこれらに添付された団体標章と共に指定されている団体の構成員の一覧が規約に備わっており、かつ、団体の構成員になるための条件及び手続が規約に記載されていること

(3) 規約の修正は、登録簿に記入したときから効力を有する。修正は、規則が(2)に規定する要件に抵触しない場合にのみ、登録簿に記入する。

第 63 条 団体標章及び保証標章の法的保護の規定

(1) (廃止—RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)

(2) 権限のない者による団体標章又は保証標章の使用は禁止する。

(3) 自己の商品又はサービスが規則に規定する特徴を備えている者は、当該保証標章を使用することができる。ただし、当該人が保証標章の所有者に手数料を納付することを条件とする。

(4) 保証標章においては、当該保証標章が指定する商品又はサービスの原産地を表示することができる。

(5) 団体標章の所有者である団体の構成員の少なくとも 1 による団体標章の使用及び自己の商品又はサービスが規約に規定する特徴を備えている者の少なくとも 1

による、保証標章所有者の許可を得た保証標章の使用は、第 17 条の意味での商標の使用とする。

第 64 条 団体標章若しくは保証標章の所有者の排他権の無効宣言又は当該排他権の消滅宣言に係る追加的事由

(1) 規約を適用することができず、かつ、利害関係人により提起された訴訟に基づいて裁判所が定めた期間内に商標所有者が規約中の不備を除去しなかった場合は、団体標章又は保証

標章の所有者の排他権は，無効と宣言する。

(2) 施された修正又は事情の変化のために規約を適用することができず，かつ，利害関係人により提起された訴訟に基づいて裁判所が定めた期間内に商標所有者が規約中の不備を除去しなかった場合は，団体標章又は保証標章の所有者の排他権は，消滅したものと宣言される。

(3) 団体標章又は保証標章の所有者が，法律又は規約と抵触する団体標章又は保証標章の使用を許容し，かつ，裁判所が定めた期間内に不備を除去しなかった場合は，団体標章又は保証標章の所有者の排他権は，利害関係人の訴訟に基づき，消滅したものと宣言される。

第 65 条 団体標章及び保証標章に係る排他権の保護の規定

(1) 団体標章又は保証標章の使用者は，商標所有者の同意を得たときにのみ，商標により付与された権利の保護に係る訴訟を提起することができる。団体標章又は保証標章の使用者は，排他権の侵害を商標所有者に通知した後，商標所有者の同意を得ないで訴訟を提起することができる。ただし，商標所有者が適切な期間内に訴訟を提起しなかった場合に限る。

(2) 団体標章又は保証標章の使用者は，被った損害に対する補償を請求するために商標所有者が提起した訴訟に基づいて開始された手続に参加することができる。

第7章 商標の国際登録

第66条 商標の国際登録

- (1) 商標の国際登録とは、マドリッド議定書に基づく事務局の国際登録簿への商標の登録をいう。
- (2) 特許庁は、議定書にいう意味での本国官庁及び締約国官庁とする。
- (3) 事務局の国際登録簿へのライセンスの記入を求める申請は、直接事務局に対して行わなければならない。

第67条 国際登録出願

- (1) エストニア国民、居所若しくは本拠地がエストニアにある者又はエストニアにおいて操業する商業上若しくは工業上の事業を有する者は、当該人がエストニアにおいて出願したか又は商標登録したと同一の商標並びに同一の商品及びサービスについて、国際登録出願(以下「国際出願」という)を行うことができる。
- (2) 国際出願は、マドリッド議定書及びその共通規則において定める様式及び内容の要件を遵守しなければならない。特許庁に対して国際出願を行う手続は、商標規則により定めるものとする。
- (3) 国際出願書類は、英語により提出しなければならない。
- (4) 国際出願に係る国の手数料が納付されていない限り、国際出願は、事務局に転送しないものとする。
- (5) マドリッド議定書第8条(2)から(7)までによる国際手数料は、直接事務局に納付しなければならない。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第68条 国際出願の処理

- (1) 特許庁は、国際出願における情報が国際出願の基礎である出願又は登録事項における情報に合致していることを検証し、国際出願における情報が正確であることを確認して、国際出願を事務局に転送するものとする。
- (2) 国際出願が登録に基づいて行われた場合は、国際的に登録された商標の国際登録(以下「国際登録」という)の日付及び番号を登録簿に記入するものとし、又は国際出願が処理中の出願に基づいて行われた場合は、当該出願にその旨の注記を施すものとする。

第69条 国際登録の効果

- (1) エストニアにおいて有効な国際登録に基づく法的保護は、国内登録に基づく法的保護と同等であるものとし、また、国際登録商標に基づく権利及び義務は、国内登録商標の権利及び義務と同等であるものとする。
- (2) 国際登録を処理した結果として法的保護の付与が拒絶された場合は、当該国際登録は、エストニアにおいて効力を有さない。
- (3) 国内登録商標が同一の商品及びサービスについて国際登録もされた場合において商標所有者の請求があったときは、国内登録の置き換えに関する注記を登録簿に施す。ただし、第67条(1)に基づいて国際出願が行われた場合は、この限りでない。

第 70 条 国際登録の処理

- (1) 特許庁は、エストニアが締約国として表示されている国際登録について審査を行う。
- (2) 特許庁は、マドリッド議定書及びその共通規則に基づく規定を考慮に入れて、本法の規定に従って審査を行い、国際登録を処理する。
- (3) 法的保護を妨げる事情が存在する場合は、法的保護の付与を拒絶する。
- (4) 特許庁は、法的保護の付与の拒絶については、商標の国際登録の通知日から 18 月以内に事務局に通知しなければならない。
- (5) 特許庁は、マドリッド議定書第 5 条(2)(c)に規定する場合において同項に規定する条件に基づき、商標の国際登録の通知日から 18 月が満了した後に法的保護の付与の拒絶について事務局に通知することができる。
- (6) 法的保護を妨げる事情が存在しない場合は、国際登録に関する通知を特許庁の公報に公告する。
- (7) 特許庁が行った国際登録に関する決定及び出願人の権利についての係争は、マドリッド議定書及びその共通規則に基づく規定を考慮に入れて、本法の規定に従って行うことができる。事務局は、当該事項に係る係争及び決定について通知を受けるものとする。
- (8) 特許庁は、エストニア共和国が締約国となっている国際登録の国内処理に係るデータベースを設け、維持する。
- (9) 第 51-1 条(1)に定める情報を国際登録の国内処理に係るデータベースから提供するものとする。
- (10) 国際登録の国内処理に係るデータベースから情報提供を受けるためには、国の手数料を納付しなければならない。

(RT I 2004, 20, 141—2004 年 5 月 1 日施行)

第 71 条 国際登録の無効及び国際登録の国内出願への変更

- (1) 国際登録が無効になった場合は、エストニアにおける国際登録も同じ日に無効になる。
- (2) 商標の国際登録がマドリッド議定書第 6 条(4)により取り消された場合は、当該商標は、国際登録に含まれていた商品及びサービスに関して、国内商標として登録することができる。ただし、商標所有者が、国際登録の取消日から 3 月以内に特許庁に出願することを条件とする。当該商標の国際登録日を当該出願の出願日とみなす。
- (3) (2)にいう出願は、第 4 章に規定する要件を遵守しなければならない。

第 7-1 章 共同体商標

(RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 71-1 条 共同体商標の登録

(1) 共同体商標の登録とは、共同体商標規則に基づく欧州共同体商標意匠庁への商標の登録をいう。

(2) 特許庁を、共同体商標規則にいう意味での工業所有権の法的保護の分野における中央官庁とする。

(RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 71-2 条 共同体商標出願

(1) 共同体商標出願は、特許庁に行うことができるものとし、特許庁は、出願日から 2 週間以内に出願書類を欧州共同体商標意匠庁に転送し、かつ、その旨の通知書を出願人に発行するものとする。共同体商標出願を特許庁に行う際は、出願書類を欧州共同体商標意匠庁に転送するための国の手数料を納付しなければならない。

(2) 共同体商標出願は、共同体商標規則及び共同体商標に関する理事会規則の施行に係る委員会規則 2868/95/EC (OJL303, 15/12/1995 pp. 1-32) に定める内容及び様式に係る要件に合致していなければならない。共同体商標規則第 26 条(2) に定める出願手数料は、直接欧州共同体商標意匠庁に納付しなければならない。

(3) 共同体商標出願を特許庁に行うための手続は、法務大臣が商標規則により定めるものとする。

(RT I, 28. 12. 2011-2012 年 1 月 1 日施行) (4) 特許庁は、欧州共同体商標意匠庁に提出されるその他の書類又は書状を一切受理又は転送しない。

(5) エストニア国民及びエストニア共和国に本拠地がある法人は、共同体商標規則第 5 条(1)(a)にいう者とみなす。

(RT I 2004, 20, 141-2004 年 5 月 1 日施行)

第 71-3 条 共同体商標出願又は共同体商標の国内商標出願への変更

(1) 共同体商標規則第 XI 編第 3 節の規定による共同体商標出願又は共同体商標の国内商標出願への変更の際は、当該出願若しくは商標の共同体出願日若しくは優先日又は先順位日を国内出願日とする。

(2) 共同体商標の先順位の基礎がエストニアにおいて登録された国内商標又はマドリッド議定書によりエストニアにおいて有効な商標である場合にのみ、先順位日を出願日とする。

(3) 共同体商標規則第 108 条の規定による共同体商標出願又は共同体商標の国内商標出願への変更の際は、変更を請求する者は、特許庁が相応する請求を欧州共同体商標意匠庁から受領した日から 2 月以内に、次の書類を提出しなければならない。

- 1) 変更に係る請求書及び添付書類のエストニア語翻訳文
- 2) エストニアにおいて操業され、かつ、外国人に属する商業上若しくは工業上の事業の宛先又は委任を受けた特許代理人の委任状
- 3) 商標の表示
- 4) 国の手数料の納付に関する情報

- (4) 変更に係る請求の処理に際しての特許庁の手続は、商標規則により定めるものとする。
- (5) 特許庁は、共同体商標規則の特別規定を考慮に入れて、第4章の規定に従って審査を行い、変更請求を処理する。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第71-4条 登録簿から抹消された商標の遡及的無効宣言

エストニアにおいて有効な商標の先順位が、共同体商標規則第34条及び第35条により、先の登録商標又はマドリッド議定書に基づいて、登録共同体商標又は登録出願されている共同体商標について主張されている場合は、先の商標が期間更新の拒絶により登録簿から抹消されているか又は所有者により権利放棄されているときでも、第52条により先の商標所有者の排他権の無効宣言を求める訴訟を提起することができ、又は第53条により先の商標所有者を相手として、商標所有者の排他権の消滅宣言を求める訴訟を提起することができる。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第71-5条 共同体商標に関する事項についての司法手続の規定

(1) 共同体商標の法的保護及び有効性に関する事項は、ハリユ県裁判所が共同体商標第1審裁判所として審理する。

(2) 共同体商標第1審裁判所の判決に対する不服申立は、タリン巡回裁判所が共同体商標第2審裁判所として再審理する。

(RT I 2005, 39, 308—2006年1月1日施行)

第71-6条 共同体商標の使用の禁止

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行) (1) 先の商標又はその他の先の権利の所有者は、共同体商標規則第159a条(5)に定める条件に基づき、共同体商標の所有者を相手として、エストニアにおける当該商標の使用禁止を内容とする第57条(1)による排他権の保護を求める訴訟を提起することができる。

(RT I 2009, 4, 24—2009年3月1日施行) (2) 先の商標又はその他の先の権利の所有者が(1)に基づいて排他権の保護を求める訴訟を提起した場合は、当該所有者は、エストニアに所在する商品に関してのみ、第58条に定める補充的保護要件の適用を求めることができる。

(RT I 2004, 20, 141—2004年5月1日施行)

第8章 施行規定

第72条 経過規定

(1) 本法は、本法に別段の規定がない限り、商標に関する先の権利及び義務に適用される。
(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)(2) 第53条(1)3)に定める5年の期間が2004年5月1日前に開始し、かつ、当該商標が、5年の期間の開始時と2004年5月1日との間の期間に、当該商標が使用されたときに効力を有していた商標を規制する法律に従い使用されていた場合は、同号に基づいて商標所有者の排他権の消滅を宣言しないものとする。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)(3) 本法は、特許庁が処理した出願であつて商標を登録するか又は登録することを拒絶するかの決定が2004年5月1日前に行われなかったものに適用する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)(4) 第11条(1)6)及び7)は、その出願日又は優先日が2004年5月1日より前であつた出願には適用しない。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)(5) 2004年5月1日前に行われた特許庁の決定に対する不服申立手続において新たな決定を行うときは、(先の)決定を行ったときに有効であつた商標登録の拒絶に係る根拠及び当該案件における新たな手続のときに有効な手続規定を適用する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

(5-1) 2004年5月1日前に効力を有した、商標登録拒絶の理由が適用可能であつた一方で特許庁が登録の決定を行った場合は、当該理由は、商標所有者の排他権の無効宣言を求める訴訟の審理に適用される。

(RT I 2009, 4, 24-2009年3月1日施行)

(6) 2004年5月1日前に審判委員会が行つた決定に対する不服申立手続において新たな決定を行うときは、審判委員会の決定が行われたときに有効であつた商標を規制する法律を適用する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

(7) 2004年5月1日に特許庁が処理中である出願に関しては、第42条(2)及び第43条(2)に定める期間は、本法施行日から起算する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

(8) 2004年5月1日前に違反行為を行った者には、有利な方の規定を適用する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

(9) 2004年5月1日前に有効な限定期間が本法の施行日まで満了しておらず、かつ、異なる限定期間が本法に規定されている場合は、長い方の限定期間を適用する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

(10) 共同体商標に適用される本法の規定は、エストニアが欧州連合に加盟した時から施行する。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

(11) 旧商標法に基づいて定められた法的行為は、本法に違反しない限りにおいて、それが廃止されるまで又は本法と合致するようにされるまでは、本法施行後も有効とする。

(RT I 2004, 20, 141-2004年5月1日施行)

第 73 条 旧商標法の廃止

第 74 条 本法の施行

本法は、2004 年 5 月 1 日から施行する。

(RT I 2003, 82, 555—2004 年 5 月 1 日施行)